

警察政策学会資料 第143号  
令和7（2025）年10月

# 日本国外のスポーツ賭博に対するデータ提供及び クルーズ船のカジノの法的検討 ～オンラインカジノをめぐる法的諸問題補論～

警察政策学会  
ゲーミング政策研究部会

## 推薦のことば

本資料は、当ゲーミング政策研究部会の新進気鋭の会員富田邦敬君が、研究部会における最近の協議、研究を踏まえ、日本国外のスポーツ賭博に対するデータ提供及びクルーズ船のカジノへの対応の在り方について、鋭意法的考察を加えた労作である。

今後拡大が懸念されるこの種問題に対する検査当局等の対応の参考となれば幸いであり、本資料を関係の諸氏に推薦したい。

令和7年10月

ゲーミング政策研究部会  
部会長 長田 章



## 目次

推薦のことば	
はじめに .....	1
1. 問題状況 .....	1
(1) 日本国外のスポーツ賭博の広がりと日本の国内スポーツのデータ提供 .....	1
(2) クルーズ船による訪日数の増加と Wi-Fi の一般化 .....	2
2. 日本国外のスポーツ賭博に対する日本居住者の日本の国内スポーツのデータ提供 .....	2
(1) データ提供の形態 .....	2
(2) 日本国外のスポーツ賭博への日本居住者の参加等.....	3
(ア) 日本居住の賭客のスポーツ賭博参加.....	3
(イ) 日本国内に向けたスポーツ賭博（賭博） .....	5
(ウ) 日本国内に向けたスポーツ賭博（賭博場開帳等図利） .....	5
(3) 検討 .....	6
(ア) 論点 .....	6
(イ) 犯罪地.....	6
(ウ) 幫助犯の過大な成立とバランスの欠如 .....	7
(エ) 共犯従属性（制限従属性説、最小従属性説） .....	7
(オ) 国外犯処罰規定と構成要件該当性 .....	8
(カ) 刑法の解釈による構成要件該当性の否定 .....	9
(4) 結論 .....	10
3. クルーズ船のカジノの賭博 .....	11
(1) 論点 .....	11
(2) 海洋法 .....	11
(3) 船籍、管轄権、旗国主義 .....	12
(4) 日本船籍のクルーズ船の場合 .....	13
(5) 外国船籍のクルーズ船の場合 .....	15
(ア) 原則 .....	15
(イ) 無害通航権.....	16
(ウ) 寄港中の執行管轄権行使（捜査） .....	20
(6) 関係機関との協議 .....	20



## はじめに

本稿では、日本国外のスポーツ賭博（オンラインカジノ）に対するスポーツのデータ提供及び外国航路のクルーズ船のカジノの賭博（クルーズ船からのオンラインカジノ参加を含む。）の2つの問題について、それぞれ法的検討を行う。

筆者は、警察政策学会資料第135号「オンラインカジノをめぐる法的諸問題」（以下「法的諸問題」とする。）において、オンラインカジノに対する刑法（明治40年法律45号）の賭博罪・常習賭博罪（刑法185条、同186条1項）、賭博場開帳等図利罪（同186条2項）（以下、これら3罪を「賭博罪等」とする。）その他の刑罰法令の適用とその具体的検挙事例について述べたが、これら2つの問題には触れなかった。それは、法的諸問題の主旨が、インターネットを利用して賭博行為の一部を日本国内で、一部を日本国外で行うという新たな形態の賭博（オンラインカジノ）に関する法的問題を整理することにあり、日本国内で賭博の実行行為を必ずしも伴わない日本国外のスポーツ賭博に対するデータ提供<sup>1</sup>や、海洋法（国際法）の解釈が中心となるクルーズ船のカジノの賭博について論じることは、その主旨から外れると考えたからである。

しかるに、以下述べるように、最近の日本国外のスポーツ賭博の広がりやコロナ禍後のクルーズ船による訪日数の増加といった情勢の変化を踏まえ、法的諸問題の補論としてこれら2つの問題について検討したものである。

なお、文中意見にわたる部分は私見である。

ゲーミング政策研究部会・会員

富田 邦敬

## 1. 問題状況

### （1）日本国外のスポーツ賭博の広がりと日本の国内スポーツのデータ提供

日本国外ではオンラインのスポーツ賭博の合法化が進んでいる<sup>2</sup>。スポーツ賭博とは、スポーツ試合の勝敗、合計得点、選手個人の得点や、試合中の個々のプレー（野球のA選手はヒットを

<sup>1</sup> 賭博とは「偶然の勝敗により財物や財産上の利益の得喪を争う行為」（大判昭和10年3月28日集第14巻346頁、最判昭和26年1月25日刑集39号685頁。平成30年2月20日内閣参質196第13号「参議院議員真山雄一君提出賭場及びギャンブル等の定義及び認識に関する質問に対する答弁書」）であるが、日本国外のスポーツ賭博に対して日本居住者が日本の国内スポーツのデータを提供したとしても、それだけでは財物や財産上の利益の得喪を争う行為にはあたらない。

<sup>2</sup> 日本においても、競馬、競艇、競輪、オートレース及びスポーツ振興（サッカー）くじが、個別の競馬法（昭和23年法律第158号）、モーターボート競技法（昭和26年法律第242号）、自転車競技法（昭和23年法律第209号）、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に基づいて実施され、2001年以降順次オンラインでの投票（購入）も可能となっている。

打つか、バスケのB選手はシュートを決めるか等。In-Game Betting、Live Betting等と呼ばれる<sup>3</sup>。等を予想して金銭を賭け、当たればオッズ（倍率）に応じた金銭を得るものだが、英、伊、仏、独等は2010年代までにオンラインによるスポーツ賭博を合法化し<sup>4</sup>、米でも、2018年米連邦最高裁判所がスポーツ賭博の許可は州の権限と判決<sup>5</sup>して以降、合法化（許可制）する州が増加している<sup>6</sup>。そして、現在では、これらの日本国外のスポーツ賭博で日本の国内スポーツも賭博の対象とされているという<sup>7</sup>。

これらのスポーツ賭博においては、オッズ作成や勝敗確定のため、主宰者がスポーツのスタッツデータ（statistics 統計データ。得点、勝率、選手データ等。）や個別の試合経過等の正確なデータを迅速に入手する必要がある<sup>8</sup>。日本国外のスポーツ賭博で日本の国内スポーツが対象とされているのであれば、その主宰者は日本の国内スポーツのこれらのデータを入手・利用していると考えられる<sup>9</sup>。

これらのデータを日本居住者が提供しているとすれば、法的にどのように考えるべきか。

#### （2）クルーズ船による訪日数の増加とWi-Fiの一般化

来日する外国人観光客の増加とともに、日本国外からのクルーズ船による訪日数も大きく増加している。そして、これらのクルーズ船には、娯楽設備としてカジノ<sup>10</sup>が設置され、賭博が行われていることが多い。また、情報通信技術の進歩により、衛星回線利用のWi-Fi設備も一般的となり、これらのクルーズ船からインターネット経由で陸上のオンラインカジノに参加し、賭博を行うことも可能である。

これらの賭博を法的にどのように考えるべきか。

## 2. 日本国外のスポーツ賭博に対する日本居住者の日本の国内スポーツのデータ提供

#### （1）データ提供の形態

---

<sup>3</sup> 富田邦敬『オンラインカジノをめぐる法的諸問題』5頁（警察政策学会資料135号、2024年）。

<sup>4</sup> 経済産業省「スポーツ産業に関する報告書（スポーツDXレポート）2022年12月」（以下「スポーツDXレポート」とする。）33-34頁。

<sup>5</sup> Murphy, Governor of New Jersey v. National Collegiate Athletic Association, No.16-476, 584 U.S.453 (2018)

<sup>6</sup> 富田（2024年）5-6頁。

<sup>7</sup> スポーツDXレポート20頁。

<sup>8</sup> 特にIn-Game Bettingは、試合進行中に次のプレーを予想してオンラインで賭博を行うことから、オッズ等を迅速に設定し、勝敗を決定する必要がある。富田（2024年）6頁。

<sup>9</sup> スポーツDXレポート20頁、42頁。

<sup>10</sup> 本稿においてカジノとは、ルーレット、トランプ等の賭博を行う場所の意味で使用する。なお、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律80号。以下「IR整備法」という。）2条7項は、「カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で・・・その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然の事情により金銭の得喪を争う行為」をカジノ行為とし、同10項は、特定複合観光施設区域（カジノ施設と国際会議場、展示施設、宿泊施設等で構成される一群の施設）で、カジノ事業者がカジノ行為業務を行うための区画をカジノ施設としている。

最初に、スポーツ賭博に対するデータ提供の具体的形態について検討する。

データ提供の当事者は、スポーツ試合興行の主宰者（データの保有者）、スポーツ賭博の主宰者（データの利用者）及びこの両者を仲介するデータプロバイダー（データの処理者）の3者である。

具体的にこの3者の間をデータがどう流通していくかは様々ありうるが、米の例では、スポーツ試合興行の主宰者であるスポーツリーグ、クラブ等がデータプロバイダーに公式データ等を提供、さらにデータプロバイダー自らもスポーツ試合会場での直接観戦や中継画像等を通じて各種データ入手し、データプロバイダーはそれらをオッズ等スポーツ賭博に利用可能なデータに加工してスポーツ賭博の主宰者に提供、スポーツ賭博の主宰者はそれをスポーツ賭博で利用するというのが一般的である<sup>11</sup>。

そこで、この形態を前提にして、日本居住者（データの保有者として米のスポーツ試合興行の主宰者に相当。）が日本国外のデータプロバイダーに日本の国内スポーツのデータを提供<sup>12</sup>、データプロバイダーはそれをスポーツ賭博に利用可能なデータに加工して日本国外のスポーツ賭博の主宰者に提供、スポーツ賭博の主宰者はそれを日本国外のスポーツ賭博で利用していると仮定し、このデータを提供している日本居住者について日本の刑法がどのように適用されるか検討する<sup>13</sup>。

## （2）日本国外のスポーツ賭博への日本居住者の参加等

なお、この検討に際し、日本国外のスポーツ賭博に日本居住の賭客が参加することはなく、また日本国外のスポーツ賭博は日本国内に向けたものでもないことを前提とする。

### （ア）日本居住の賭客のスポーツ賭博参加

日本国外のスポーツ賭博にインターネット経由で日本居住の賭客が参加して賭博を行えば、その賭客は賭博行為の一部を日本国内で行っているので、他のオンラインカジノの場合と同様、国内犯として賭博罪・常習賭博罪（刑法185条、同186条1項）（以下、これら2罪を「賭博罪」とする。）が成立する（偏在説）<sup>14</sup>。

さらに、刑法62条1項（帮助）は正犯を帮助した者（従犯）を帮助犯としている。そして判例は、帮助とは（正犯の実行行為以外の）有形、無形の方法により他人（正犯）の犯罪の実行を

---

<sup>11</sup> スポーツ DX レポート 36 - 40 頁。

<sup>12</sup> ここでは日本居住者が提供するデータは日本の国内スポーツのものとするが、検討されるべきは日本居住者が日本国外のスポーツ賭博にデータを提供する行為であり、そのデータが日本の国内スポーツのものでなくても検討内容は同じである。

<sup>13</sup> データプロバイダーが、自ら日本国内でスポーツ試合興行の主宰者の許可なく試合を撮影・記録し、データの加工を利用する場合や、試合のテレビ放映を録画して同様に利用する場合、著作権法（昭和45年法律48号）等の問題が生じる可能性があるが、ここでは触れない。

<sup>14</sup> 大判明治44年6月16日録17輯1203頁、東京高判平成25年2月22日刑集第68巻9号1062頁、最決平成26年11月25日刑集第68巻9号1053頁等。平成25年10月22日第185国会階猛衆議院議員「賭博罪及び富くじ罪に関する質問主意書」に対する同年11月1日内閣衆質185第17号政府答弁書。大塚仁ほか編『大コメントタール刑法第1巻第3版』83頁（古田佑紀=渡辺咲子）（青林書院、2015年）。

容易にするものであり<sup>15</sup>、他人（正犯）が行おうとしている犯罪事実を認識・認容しながらそれを容易にするべく（帮助の故意）行われ、実際にその帮助に基づいて（因果関係）犯罪が行われた場合（正犯の实行=犯罪事実の実現）、帮助犯が成立するとする。

ここで、正犯の实行は確定的ではなく可能性があるという認識であっても、実現しても仕がないという認容があれば、故意（未必の故意）となる<sup>16</sup>。また、帮助犯と被帮助者の間で相互に意思の连絡は必要なく（帮助されているという意識を被帮助者が持つ必要はない。）<sup>17</sup>、帮助の帮助（间接帮助）についても帮助犯が成立する<sup>18</sup>。

そうすると、日本国外のスポーツ賭博に日本居住の赌客が参加して賭博を行い、国内犯として賭博罪が成立した場合（正犯の实行）、日本居住者が赌客の存在とその賭博行為（可能性）を認識・認容しつつ当該賭博罪が成立したスポーツのデータを提供したのであれば<sup>19</sup>、当該赌客の当

---

<sup>15</sup> 最判昭和24年10月1日刑集3巻10号1629頁、最決平成23年12月19日刑集65巻9号1380頁（Winny事件）。

<sup>16</sup> 最判昭和23年3月16日刑集2巻3号227頁「赃物故買罪は赃物であることを知りながらこれを買受けることによつて成立するものであるが、その故意が成立する為には必ずしも買受くべき物が赃物であることを確定的に知つて居ることを必要としない或は赃物であるかも知れないと思ひながらしかも敢てこれを買受ける意思（いわゆる未必の故意）があれば足りるものと解すべき」

<sup>17</sup> 大判大正14年1月22日集第3巻921頁。

<sup>18</sup> 最決昭和44年7月17日刑集23巻8号1061頁「Xが、Aまたはその得意先の者において不特定の多数人に観覧せしめるであろうことを知りながら、本件猥せつ映画フィルムをAに貸与し、Aからその得意先であるBに右フィルムが貸与され、Bにおいてこれを映写し十数名の者に観覧させて公然陳列するに至ったという本件事案につき、Xは正犯たるBの犯行を间接に帮助した者として、従犯が成立する。」

<sup>19</sup> 正犯の实行行為は条文（構成要件）で規定できるが、帮助は「他人の犯罪を容易にする全ての行為」とするとその具体的な内容は非常に広くなる。特に価値中立的なもの（殺人に対する刃物店の包丁販売等、常に犯罪に使用されるとは限らないもの。）まで含みかねないところ、帮助者の主觀的因素（故意）でその限界が設定されることになる。

この点に関し、注<sup>15</sup>のいわゆる Winny 事件（著作権法違反帮助事件）に関する最決平成23年12月19日刑集65巻9号1380頁が参考になる。この事案では、Xはファイル共有ソフト Winnyを開発し、Xのウェブサイトからインターネットで不特定多数に配布していたが、Xと面識のないAはこのソフトを受領・利用して、AのPCに蔵置した他人の著作物であるゲームソフトや映画のデータをインターネットで自動公衆送信可能な状態にしたところ、Aの著作権者の公衆送信権（著作権法23条）侵害の罪（同法119条1項）と併せ、Xはその帮助に問われた。

最高裁は、この事案について以下のように述べてXの帮助を否定した。「ソフトの提供者において、かかる（価値中立的な）ソフトの提供行為について、帮助犯が成立するためには、一般的可能性を超える具体的な侵害利用状況が必要であり、また、そのことを提供者においても認識、認容していることを要するというべきである。すなわち、ソフトの提供者において、当該ソフトを利用して現に行われようとしている具体的な著作権侵害を認識、認容しながら、その公開、提供を行い、実際に当該著作権侵害が行われた場合・・・に限り、当該ソフトの公開、提供行為がそれらの著作権侵害の帮助行為に当たると解するのが相当である。」。

ここで、この判決中の「ソフト」を「国内スポーツのデータ」、「侵害利用状況」を「（国内犯としての）賭博実行の蓋然性」、「著作権侵害」を「賭博」、「公開・提供行為」を「提供行為」とそれぞれ置き換えて検討すると、日本居住の赌客のスポーツ賭博への参加があり、その赌客が賭博を行うのは確実で、実際に賭博が行われている。そして、日本の国内スポーツのデータを提供した日本居住者もそれらを認識・認容しているのであれ

該賭博罪に対する帮助<sup>20</sup>が成立する。最決昭和 44 年にならって言えば、「日本国内からデータを提供した日本居住者は、日本居住の賭客が当該データを利用した賭博を行うことを認識・認容しながら、当該データをデータプロバイダーに提供しデータプロバイダーからスポーツ賭博の主宰者に提供されて、当該日本居住の賭客は当該データを利用したスポーツ賭博を行った。」ということになる。

#### (イ) 日本国内に向けたスポーツ賭博（賭博）

日本国外のスポーツ賭博が日本語で表記され、インターネットを経由して日本国内へ送信・表示されて日本居住の賭客が参加する等、日本国内に向けたものであれば、当該日本国外のスポーツ賭博は一部が日本国内で行われていると捉えることができるので、その主宰者について日本の国内犯として賭博罪（正犯）が成立する（偏在説）。

そして、その賭博の対象として日本の国内スポーツが含まれていた場合、当該スポーツのデータを提供した日本居住者については、日本国外のスポーツ賭博の主宰者の賭博に対する帮助（状況によって、日本国外のデータプロバイダーを介した間接帮助。）が成立する<sup>21</sup>。

この点について、オンラインカジノの日本国内の決済代行業者について、日本国外のオンラインカジノの主宰者と共に謀して日本居住の賭客と賭博をしたとして常習賭博罪で検挙した事案<sup>22</sup>がある。この事案では、日本国外のオンラインカジノの主宰者と日本国内の決済代行業者との共同正犯（共同犯行の意思等）とされており、そこに至らない日本国内に向けた日本国外のスポーツ賭博の賭博行為（表示行為等）を立証することは可能と考えられる。

#### (ウ) 日本国内に向けたスポーツ賭博（賭博場開帳等図利）

---

ば（国内スポーツのデータは専らスポーツ賭博で利用されるために提供され、もともと価値中立的とも言えない。）、当該日本居住者について、スポーツ賭博に参加した日本居住の賭客の賭博に対する帮助が成立すると考えられる。

<sup>20</sup> 日本居住者が日本の国内スポーツのデータを提供する直接の対象は日本国外のデータプロバイダーであり、そこで加工されて日本国外のスポーツ賭博の主宰者に提供され（間接帮助）、さらにそのデータを利用したスポーツ賭博に日本居住の賭客が参加して賭博を行っており、日本居住の賭客は再間接帮助されているという構成もあり得る。ただ、通常、データプロバイダーはデータを処理してスポーツ賭博の主宰者にオッズ等を提供し、スポーツ賭博の不可欠の一部を行っていることから、主宰者との共同正犯（一体）であり、当該スポーツ賭博に参加して賭博を行った日本居住の賭客は間接帮助されていると構成するのが自然であると考える。

いずれにせよ、日本の国内スポーツのデータを提供した日本居住者が、そのデータが加工されて日本居住の賭客が参加しうる賭博に利用されることを認識・認容していたのであれば、帮助犯（有形、無形の方法により他人の犯罪を容易ならしむるもの）は成立するであろう。

<sup>21</sup> 富田（2024 年）17 頁。なお、帮助の対象は、（ア）の場合は日本国外のデータプロバイダー及びスポーツ賭博の主宰者及び日本居住の賭客、（イ）及び（ウ）の場合は日本国外のデータプロバイダー及びスポーツ賭博の主宰者である。後者の場合、日本居住の賭客は帮助の対象ではない。

<sup>22</sup> 千葉県警察において、令和 6 年 7 月までにオンラインカジノを利用可能とする決済システムを管理、運用した 5 人を常習賭博で検挙。

いわゆる野球賭博について、賭客が電話で申し込む形態であっても賭博場開張の場所を欠如するものではないとした判例<sup>23</sup>があり、また、LINE で申込む形態で賭客の居場所等を含んだ全体が一つの場所として賭博場を構成するとして賭博場開帳等図利罪の成立を認めた裁判例<sup>24</sup>がある。

これらの判例・裁判例に従うと<sup>25</sup>、日本国外のスポーツ賭博にインターネット経由で日本居住の賭客が参加した場合、賭客の日本国内の居場所まで全体が一つの場所として賭博場が構成されることになる。この場合、日本国外のスポーツ賭博の賭博場開帳の一部が日本国内で行われていると捉えることができるので（賭博場が日本国内まで「延びている。」）、その開帳者（主宰者）について日本の国内犯として賭博場開帳等図利罪（正犯）が成立する。

そして、その賭博の対象として日本の国内スポーツが含まれていた場合、（2）同様、そのデータを提供した日本居住者について、日本国外のスポーツ賭博の開帳者（主宰者）の賭博場開帳等図利に対する帮助（状況によって、日本国外のデータプロバイダーを介した間接帮助）が成立する。

### （3）検討

#### （ア）論点

先述のとおり、日本国外のスポーツ賭博に日本居住者が参加して賭博の実行行為（一部）を行えば、日本国内で賭博罪の正犯が成立する（偏在説）。

しかるに、ここで検討の前提となる日本国外のスポーツ賭博は、日本の国内スポーツのデータの提供を受ける以外、日本とは関係がない<sup>26</sup> 日本国外で「完結する」スポーツ賭博である。

そうすると、論点は、日本国外のスポーツ賭博の主宰者（及び日本国外のデータプロバイダー）に対し、日本居住者が、賭博の実行行為ではない日本の国内スポーツに関するデータを提供する行為を行った場合、当該主宰者の賭博罪等の帮助となるか、つまり、日本国外の刑法犯（賭博罪等）に対する日本国内の帮助犯成立の可否である。

#### （イ）犯罪地

まず、データ提供・流通に関する 3 当事者（日本の国内スポーツのデータを提供する日本居住者、日本国外のスポーツ賭博の主宰者及び日本国外のデータプロバイダー）について、それぞれの犯罪地（犯罪が行われた土地）を考えると、日本国外のスポーツ賭博の主宰者は日本の刑法では賭博罪等の正犯、日本国外のデータプロバイダーはその共同正犯又は帮助犯となるが、犯罪地はいずれも日本国外である。そして、データを提供している日本居住者がそれらの帮助犯である

---

<sup>23</sup> 最決昭和 48 年 2 月 28 日刑集第 27 卷 1 号 68 頁。

<sup>24</sup> 大阪高判平成 29 年 2 月 9 日高等裁判所刑事裁判速報集平成 29 年 238 頁。

<sup>25</sup> 法的諸問題でも述べたが、これらの判例・裁判例は、賭博の事務処理場所（本拠）があることを前提に、その外延が電話や LINE でつながる賭客の居場所であってもよいとするものである。コンピュータのソフトウェアのみで処理される形態もありうるオンラインカジノとは異なり、スポーツ賭博の場合、賭博で提示するオッズ作成やデータ処理のための事務処理場所が存在する。いずれにせよ、実態に即した検討が必要である。

<sup>26</sup> 現実的に、日本の国内スポーツを対象とするスポーツ賭博に日本居住の賭客の参加がないとは考えにくく、そのためには物理的な強固な障壁等が必要であろう。

とすると、その犯罪地は正犯の犯罪地である日本国外と帮助犯の犯罪地である日本国内の 2 か所となる<sup>27</sup>。

#### (ウ) 帮助犯の過大な成立とバランスの欠如

しかるに、日本の刑法は、日本国内が犯罪地の犯罪（国内犯）に適用されることが原則である（刑法 1 条 1 項属地主義）。例外的に、国外犯処罰規定（同 2 条-4 条の 2）は刑法中の特定の条文を列挙し、それらについては日本国外が犯罪地である場合（国外犯）にも適用されるとするが（場所的適用範囲の拡大）、同規定に賭博罪等は含まれていない。よって、日本国外のスポーツ賭博の主宰者（賭博罪等の正犯）及び日本国外のデータプロバイダー（帮助犯又は共同正犯）は不可罰となる。

そこで、これらは不可罰としつつ、日本国内の帮助犯はなお成立するとすると、帮助はその具体的内容が他人の犯罪を容易にする行為と非常に広いことから<sup>28</sup>、先述のとおり行為者の主観的因素でその限界を設定するにしても成立範囲が過大になり、またバランスを欠く結果になる。

これは、日本国外へのカジノツアーアイデア企画を例として従来から論じられてきた問題である。2025 年 5 月現在、日本から米ラスベガス（カジノが主産業）への直行航空便を運航している航空会社があり、また過去には日本国内で旅行代理店の米ラスベガストアも販売されていた。少なくともこれらの会社は、航空便の乗客やツアーパートナーの参加者が米ラスベガスで賭博を行う蓋然性は非常に高いこと、また実際に賭博を行っていることを十分認識・認容している（そうでなければこれらを運航・販売しないであろう。）。そうすると、これらすべてについて帮助犯が成立することになるが、これは明らかに過大である。

また、これらを利用して日本居住者が米ラスベガスに渡航し、賭博を行った場合、行為地では犯罪とならず、また国外犯処罰規定がない以上、日本国内でも（米ラスベガスで賭博を行って日本に帰国しても）処罰されない。にもかかわらず、その日本国内の帮助犯のみ処罰されることはバランスを欠く<sup>29</sup>。

#### (エ) 共犯従属性（制限従属性説、最小従属性説）

そこで、まず正犯と従犯（帮助犯）の一般的な関係を検討すると、刑法 62 条 1 項は「正犯を帮助した者は、従犯とする。」とし、帮助犯について正犯を前提としている（共犯従属性）。

この正犯について、過去においては、構成要件該当性及び違法性があり、さらに有責でなければ従犯は成立しないとする説（極端従属性説）が通説だったが、現在は、責任（非難可能性）を行為者（正犯、従犯）毎に判断する余地を残すため、正犯について構成要件該当性及び違法性があれば、従犯は成立するとする説（制限従属性説）が通説であり、また、違法性も行為者毎に判

---

<sup>27</sup> 大塚仁ほか注<sup>14</sup>87 頁。

<sup>28</sup> 注<sup>19</sup>参照。

<sup>29</sup> 大塚仁ほか注<sup>14</sup>87 頁。

断るべきとして、構成要件該当性のみでも従犯は成立するとする説（最小従属性説）も有力である<sup>30</sup>。

判例<sup>31</sup>も、成人が刑事未成年者（12歳）に指示命令して強盗を実行させた事案につき、間接正犯ではなく刑事未成年者と成人の共同正犯（広義の共犯）を認めており（実行犯に責任を要求していない。）、制限従属性説又は最小従属性説の立場であると考えられる。

そこで、日本国外の賭博であるが、賭博である以上、形式的には日本の刑法の構成要件該当性があり、他方、日本の違法性阻却事由（業務行為等）があるとは考えにくい。その場合、制限従属性説に従うと、日本国外の賭博であっても、形式上は従犯が成立するために正犯の行為が備えるべき構成要件該当性及び違法性があることになる。また、最小従属性説に従うと、日本国外の賭博に構成要件該当性があれば従犯は成立する。そして、判例はこのいずれかの立場であり、いずれにしても従犯が成立する。

このように、正犯と従犯（帮助犯）の関係（共犯従属性）についての判例・通説（有力説）に従う限り、国外犯処罰規定に規定されていないことから不可罰である日本国外の賭博罪等（正犯）であっても、その構成要件該当性が否定されない限り、それに対する日本国内の帮助犯は成立する結論になる。

#### （オ）国外犯処罰規定と構成要件該当性

では、次に、一般的に国外犯処罰規定に規定されていないことで日本国外の賭博罪等（正犯）の構成要件該当性が否定されるか（構成要件全体が「溶けてしまうか。」）について検討する。

この点について、通説は、国外犯処罰規定は構成要件外の処罰のための条件を定めたものであり、国外犯処罰規定に規定されていないことで処罰されない理由は、国際礼讓、国際的慣行等についての政策的考慮（それらの尊重）であるとする（客観的処罰条件説<sup>32</sup>）。

つまり、国外犯（犯罪地が日本国外の全ての犯罪）については、国際礼讓、国際的慣行等についての政策的考慮から犯罪地の国に処罰を委ねることを原則とする。しかしながら、日本又は日本人の利益を保護する必要がある場合（保護主義。すべての者の内乱罪、通貨偽造罪、公文書偽造罪等。日本人に対する殺人罪、傷害罪、強盗罪等。日本の公務員による虚偽公文書作成罪、公務員職権濫用、収賄罪等。）、日本人が国外で犯した犯罪で、放置すれば日本の社会秩序に影響を与える場合（属人主義。殺人罪、傷害罪、強盗罪等。）及び条約<sup>33</sup>により国外犯であっても処罰する義務が課されている場合（包括的国外犯処罰規定。刑法のすべての罪。）の3つの場合に

---

<sup>30</sup> これらの他、構成要件該当性、違法性があり、有責で、さらに構成要件外の処罰条件まで必要とする説（誇張従属性説）も論理的にはありうるが、日本には論者はいない。

<sup>31</sup> 最決平成13年10月25日刑集55巻6号519頁。成人が刑事未成年者（成人の12歳の実子で、刑法41条「14歳に満たない者の行為は、罰しない。」により、責任が阻却される。）に指示命令して強盗を実行させた事案。

<sup>32</sup> 佐伯仁志『越境犯罪に対する刑法の適用』佐伯仁志ほか編・山口厚先生吉希祝賀論文集 362頁（有斐閣、2023年）

<sup>33</sup> 航空機ハイジャックに関する条約（ハーグ条約。昭和46年条約19号。）、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（平成14年条約6号）等。

については、国外犯処罰規定が、それぞれの理由により日本の処罰を優先させることを規定しているということになる。

逆に言うと、国外犯処罰規定に規定されていない日本国外の賭博罪等については、上述の政策的考慮に優先させて処罰すべき理由がないだけあって、構成要件該当性に影響はない。そうすると、やはりそれらに対する日本国内の帮助犯は成立する結論になる<sup>34</sup>。

#### (カ) 刑法の解釈による構成要件該当性の否定

上述のとおり、共犯従属性についての判例・通説（制限従属性説、最小従属性説）を踏まえ、国外犯処罰規定についての通説（客観的処罰条件説）に従う限り、国外犯処罰規定に規定されていない日本国外の賭博罪等であっても、少なくとも構成要件該当性（さらに違法性）はあり、それらに対する日本国内の帮助犯は成立する結論となる。

しかし、この結論が妥当でないことは先述のとおりである。そこで、学説は、日本国外で合法的な賭博等は日本国内でも社会的相当性があり、日本の刑法上も違法性が阻却される<sup>35</sup>、日本国外の賭博罪等の犯罪地は結果地（国外）のみであり、その帮助犯は日本の法益に影響がない限り国内犯にはならない<sup>36</sup>、日本の刑法の保護する社会的法益は日本のものに限られるから、日本国外の賭博は賭博罪等の構成要件該当性がない<sup>37</sup>等と、国外犯処罰規定とは無関係に刑法 185 条及び 186 条（賭博罪等）の条文の解釈として、日本国外の賭博は本来的に刑法の適用外であり、それに対する日本国内の帮助犯も成立しない<sup>38</sup>とする。

また、判例は、日本国外（米）での販売目的でわいせつ写真原版を日本国内で所持したという事例であるが、賭博罪等と同じく社会的法益に関する罪とされる刑法 175 条わいせつ物頒布等の罪（わいせつな文書等の頒布・公然陳列（1 項）及び有償頒布（販売）目的での所持（2 項）に罰則。）について、同条は我が国における健全な性風俗を維持するため（社会的法益）、日本国内においてわいせつな文書等が販売・公然陳列されることを禁じる趣旨であり、同条の販売目的とは日本国内での販売目的をいうとし、日本国外（米）での販売目的では罪は成立しないとした<sup>39</sup>。社会的法益に関する罪が保護する社会的法益を日本のものに限定し、その立場から刑法の条文を解釈して（「販売目的とは日本国内での販売目的のこと。」）、構成要件該当性を否定したことになる。この判例の立場からすると、同じく社会的法益（健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風）を保護法益とする罪とされる賭博罪等についても、勤労の美風とは日本国内の勤労の美風のことと解釈することが可能で、そうであれば、それを侵害しない限り、日本国外の賭博に賭博罪等の構成要件該当性はなく（「偶然の勝敗により財物や財産上の利益の得喪を争う行為

---

<sup>34</sup> 大塚仁ほか注<sup>14</sup>87 頁。

<sup>35</sup> 大塚仁ほか注<sup>14</sup>87 頁。

<sup>36</sup> 町野朔『法律学の森 刑法総論』78 頁（信山社,2019 年）。

<sup>37</sup> 山口厚『越境犯罪に対する刑法の適用』芝原邦爾ほか編・松尾浩也先生古稀祝賀論文集上巻 423、424 頁（有斐閣,1998 年）。

<sup>38</sup> 西田典之・橋爪隆補訂『刑法各論 第 8 版』452 頁（弘文堂,2025 年）。

<sup>39</sup> 最判昭和 52 年 12 月 22 日刑集第 31 卷 7 号 1176 頁。

にはあたらない。」）、正犯が成立しないから、それに対する日本国内の帮助犯も成立しないことになる<sup>40</sup>。

#### （4）結論

上述のとおり、刑法の国外犯処罰規定（同2条-4条の2）が規定していないことを言うまでもなく、同185条、186条（賭博罪等）の保護法益は日本国内の勤労の美風であり、それを侵害するものでない限り、日本国外の賭博にそれらの条文の構成要件該当性はなく（適用外）、したがってその日本国内の帮助犯も成立しないとするのが判例・多数説の論理的帰結である<sup>41</sup>。

そうすると、日本国外のスポーツ賭博（及び日本国外のデータプロバイダー）についても、日本国外で完結し、日本国内の勤労の美風を侵害するものでない限り、刑法の賭博罪等の構成要件該当性はなく、それらの主宰者（及び日本国外のデータプロバイダー）にデータを提供する日本居住者も、それが賭博罪等の帮助（賭博に不可欠ではないデータの提供）に止まる限り不可罰となる。なお、日本居住者が、例えばデータプロバイダーが通常行うオッズの作成まで行えば、賭博の帮助ではなく実行行為の一部まで日本国内で行っていることになり、国内犯として賭博罪の正犯が成立することはいうまでもない<sup>42</sup>。

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律74号）は、令和7年の改正（第217国会）でSNS等でのオンラインカジノサイトの宣伝広告等を禁止した（罰則はない）。これらは、日本の国内スポーツのデータ提供と同じく日本国外のオンラインカジノ（スポーツ賭博）に対する教唆・帮助と捉えうる行為であるところ、それらは不可罰という立場からすると、宣伝広告がオンラインカジノによる賭博の大きな誘因となっていることを踏まえて規定した独立教唆・帮助ということになろう。

---

<sup>40</sup> 賭博罪等以外、日本国外で行われたすべての社会的法益に関する罪に日本の刑法の構成要件該当性がないというわけではなく、日本の社会的法益を侵害しないものに限る。通貨偽造及び行使等（刑法148条）、公文書偽造等（同155条）、有価証券偽造等（同162条）等は、社会的法益に関する罪と解されているが国外犯処罰規定（同2条4項-6項）に列挙されている。これらは、国外で行われてもその性質上当然に日本の社会的法益を侵害するものと解される。

<sup>41</sup> 令和6年12月18日第216回国会衆議院内閣委員会における田中健衆議院議員のSNS上のオンラインカジノの情報を違法であることを明確にされたい旨の質問に対する檜垣重臣警察庁生活安全局長（当時）の答弁は、以下のとおり。

「オンラインカジノにつきましては、国内から海外のサーバーに賭けること自体は、国内で賭博行為が行われておりますので賭博罪に該当することになります。ただ、海外にサーバーがあり、適法に運営されていることとなっているオンラインカジノにつきましては、それが直ちに違法であるかというところは、違法とは評価できないところでございます。そういうたSNS上の広告や紹介動画サイトといったネット上の情報そのものを違法なものと位置づけるためには、その根拠、また賭博罪との整理等、慎重な検討を要するものと考えております。」。

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121604889X00420241218&current=1> 令和7年9月1日閲覧。

<sup>42</sup> オンラインカジノに参加して賭博（正犯）を行うことと同じである。なお、令和6年2月、京都府警察等は、日本国外に開設したオンラインカジノサイトを日本国内から運営した7人を賭博場開帳等図利罪（正犯）で逮捕している。正犯は、それだけで直ちに日本の社会的法益（勤労の美風）を侵害すると解される。

### 3. クルーズ船のカジノの賭博

#### (1) 論点

令和6年の全訪日外客数<sup>43</sup>は、過去最高の約3687万人（前年比47.1%増）<sup>44</sup>となった。クルーズ船による訪日数も約144万人（前年比約4倍増）、日本の97港に2,479回寄港（沖に停泊して通船で上陸した場合等も含む。）と大きく増加している<sup>45</sup>。

冒頭述べたとおり、これらのクルーズ船には娯楽設備として船内にカジノが設置され、賭博が行われていることが多い。また、衛星回線利用のWi-Fi設備もあり、クルーズ船から賭客がインターネット経由で陸上のオンラインカジノに参加し、賭博を行うことも可能である。

他方、国際法上、国の主権（他の権力に従属することのない最高の統治権。その具体的な発現が、国がその国内法を人、財産又は事実に適用し、行使する権能である管轄権。注<sup>51</sup>参照。）はその全領域（領土・領海・領空）に及ぶ。よって、日本の領海内でのカジノの賭博は、IR整備法39条の免許がなければ刑法の賭博罪等（賭博罪、常習賭博罪、賭博場開帳等図利罪）が成立し、日本領海内からインターネット経由で他国のオンラインカジノに参加して行う賭博も、同様に刑法の賭博罪（賭博罪、常習賭博罪）が適用されることになる。

そうすると、論点は、このようなクルーズ船のカジノの賭博について賭博罪等が成立しうるか、つまり、海洋法上の船舶に対する管轄権（国内法を執行する権能。注<sup>52</sup>参照。）の存否である<sup>46</sup>。

#### (2) 海洋法

海洋法は、戦時国際法、国際環境法等と並ぶ国際法（国際公法）の一分野で、海洋の利用・開発とその規制に関する国際法上の権利義務関係を定め、海洋の法的秩序の根幹である<sup>47</sup>。

元々国際関係の歴史の中で形成された慣習国際法だが、第2次世界大戦後、海洋法に関する国際連合条約（平成8年7月12日条約6号。以下「国連海洋法条約」<sup>48</sup>とする。）として法典化さ

---

<sup>43</sup> 外国人正規入国者から外国人永住者等を除き、外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数。駐在員やその家族、留学生等を含み、航空機や船舶の乗員は含まない。

<sup>44</sup> 国際観光振興機構訪日外客統計 <https://www.jnto.go.jp/statistics/data/visitors-statistics/> 令和7年6月30日閲覧。

<sup>45</sup> 國土交通省報道発表（令和7年2月28日）[https://www.mlit.go.jp/report/press/port04\\_hh\\_000500.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/port04_hh_000500.html) 令和7年7月1日閲覧。

<sup>46</sup> ネット上には、これらの賭博は不可罰といった言説がある。

<sup>47</sup> 外務省HP「海洋の国際法秩序と国連海洋法条約」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaiyo/law.html> 令和7年8月10日閲覧

<sup>48</sup> 本稿において、国連海洋法条約の条文は外務省条約データベース「国連海洋法条約」による。なお、条約正文は国連公用語6か国語（英、仏、ロシア、中、スペイン、アラビア）であり、日本語訳は参考訳である。<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/search2.php> 令和7年8月10日閲覧。

れた<sup>49</sup>。17部320条の本文及び9つの附属書並びに実施協定から成り、それまでの慣習国際法や他の条約（領海条約、大陸棚条約等）で認められてきた領海、無害通航権、大陸棚等の制度に加え、国際海峡及び排他的経済水域等の新たな制度、さらに大陸棚の限界に関する委員会、国際海底機構及び国際海洋法裁判所といった新たな国際機関の設立まで含む。

日本も昭和58年2月に署名、平成8年6月に批准した。それにあわせ、既存の法律（刑法1条2項、船舶法等。）に加え、領海及び接続水域に関する法律（昭和52年法律30号）、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律74号）、領海等における外国船舶の航行に関する法律（平成20年法律64号）等の関係法令が、当該条約に沿った内容で制定・改正されている。そして、条約が批准（国会の議決）されていること及び日本国憲法の規定<sup>50</sup>から、日本として当該条約を誠実に順守することが求められている。

### （3）船籍、管轄権、旗国主義

海上を航行する船舶はいずれかの国に登録されなければならず、この登録により当該国（いわゆる旗国）の船籍を与えられ<sup>51</sup>、その管轄権<sup>52</sup>に服することが、海洋法上確立された原則である（旗国主義<sup>53</sup>）。いずれの国の領海でもない公海は、いずれの国の干渉も受けることなく自由に

---

<sup>49</sup> 国連海洋法条約は海洋法に関する一般法であるが、従来の慣習国際法や他の条約を網羅的にすべて法典化したわけではなく、ダーダネルス海峡等（黒海の唯一の出入口）に関するモントルー条約（1936年）、スエズ運河（人工水路）に関するスエズ運河条約（1888年）等、特殊な地政学的・地理的状況等に関する特別法的な条約は残っている。

<sup>50</sup> 日本国憲法98条2項「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」

<sup>51</sup> 日本では船舶法（明治32年法律46号）5条。自然人の国籍に相当する。

<sup>52</sup> 國際法上、國がその国内法を人、財産又は事実に適用し、行使する権能を管轄権と言う。國家主権（統治権）の具体的な発現である。この管轄権について、通説は、國の三権分立に従い、立法管轄権（国内法を制定し、事案や活動の合法性を決定する。）、司法管轄権（司法機関が国内法に準拠し、具体的な事案について審理・判決する。）、及び執行管轄権（行政機関が捜査（逮捕・差押）等の物理的な強制措置により、国内法を執行する。）の3つに区分する。国際法学会編『国際関係法辞典』第2版380-381頁（三省堂,2005年）、小寺彰「国家管轄権の域外適用の概念分類」『山本草二先生吉希記念 国家管轄権』343-344頁（勁草書房,1998）。

なお、平成17年10月31日第163国会鈴木宗男衆議院議員「北方四島に対する管轄権などに関する質問主意書」質問1「主権の定義如何。」及び質問3「管轄権の定義如何。」に対する同年11月4日内閣衆質163第53号政府答弁書では、それぞれ「国際法上、主権とは、國家が自國の領域において有する他の権力に従属することのない最高の統治権のことをいい、國家の基本的地位を表す権利を意味すると承知している。」「管轄権という言葉には様々な意味があるが、一般に、国際法上、國家の管轄権とは、國家が立法、司法ないし行政の作用を行う権能のことを意味すると承知している。」としている。

<sup>53</sup> 国際法学会編『国際関係法辞典』第2版170頁（三省堂,2005年）。海洋法上確立された原則である旗国主義が、技術の進展やセキュリティ確保の必要等の政策的要求の中で変化しつつある現状を俯瞰的に整理したものとして、吉田晶子『国際海事条約における外国船舶に対する管轄権枠組の変遷に関する研究

(Transition of Jurisdictional Framework Over Foreign Ships in International Maritime Conventions)』（国土交通政策研究77号、国土交通省国土交通政策研究所,2007年7月）。

使用できるという公海自由の原則<sup>54</sup>の下では、公海上の船舶に関する秩序維持に最も適しているのは船舶の旗国であるという考え方による<sup>55</sup>。

国連海洋法条約 94 条も、旗国の義務（Duties of the flag State）として、同 1 項で、「いずれの国も、自国を旗国とする船舶に対し、行政上、技術上及び社会上の事項について有効に管轄権を行使し及び有効に規制を行う。」としている（なお、同 92 条 1 項は、「船舶は、一の国のみの旗を掲げて航行するものとし・・・公海においてその国の排他的管轄権に服する<sup>56</sup>。」としているが、逆に言うと公海以外では管轄権が競合する場合がある。）。

そこで、このクルーズ船のカジノやクルーズ船からのオンラインカジノ参加に関する法的検討に際しては、当該クルーズ船が日本船籍（日本が旗国）の場合と外国船籍の場合（外国が旗国）を分けて考えなければならない。

#### （4）日本船籍のクルーズ船の場合

日本の刑法が適用される場所的範囲について、刑法 1 条 1 項は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用される（属地主義）とし、同 2 項は、日本国外にある日本船舶<sup>57</sup>又は日本航空機内において罪を犯した者にも適用されるとしている（属地主義の拡大）。

---

<sup>54</sup> 旗国主義等と並んで海洋法上の基本原則の一つである。国連海洋法条約 87 条 1 項は「公海は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、すべての国に開放される・・・。この公海の自由には、沿岸国及び内陸国のいずれについても、特に次のものが含まれる。（a）航行の自由（b）以下省略。」としている。

<sup>55</sup> 過去においては、船舶を「浮かぶ領土」とする船舶領土説が旗国主義の根拠とされていた。

<sup>56</sup> 公海における旗国の排他的管轄権に関する国際法上の判例として、Arctic Sunrise 号事件（オランダ対ロシア）がある。2013 年 9 月、環境保護団体グリーンピースが、オランダ船籍の Arctic Sunrise 号で北極海にあるロシア北極海油田（ロシアの排他的経済水域内。国連海洋法条約 5 部 56 条）は、沿岸国は排他的経済水域で天然資源等に関する管轄権等（限定的な管轄権）を有するとするが、基本的にロシア領海ではなく公海である。）のオイルリグに接近、乗組員が抗議活動を行ったところ、ロシア当局はロシア法に基づく海賊行為・フーリガン（刑事犯罪）として乗組員を拘束し、Arctic Sunrise 号を拿捕した（領海ではなく公海で外国船籍の船舶に対して法執行（執行管轄権行使）したことになる。）。

Arctic Sunrise 号の旗国であるオランダは、ロシアはオランダの事前同意なく乗組員を拘束・船舶を拿捕したとして公海自由の原則（同条約 87 条 1 項）違反等を主張し、同条約付属書 VII に基づく仲裁手続を開始、さらに乗組員と Arctic Sunrise 号解放の暫定措置を国際海洋法裁判所に要請した。

国際海洋法裁判所は、オランダの保証金（360 万 EU）供託を条件にロシアに対してそれらの解放を命令（同年 11 月）。最終的に乗組員と Arctic Sunrise 号は解放された。

The Arctic Sunrise Case (The Netherlands v Russia) International Tribunal for the Law of the Sea

<https://www.itlos.org/en/cases/list-of-cases/case-no-22/>

[https://www.itlos.org/fileadmin/documents/press\\_releases\\_englishPR\\_205\\_E.pdf](https://www.itlos.org/fileadmin/documents/press_releases_englishPR_205_E.pdf) THE “ARCTIC SUNRISE” CASE

[https://sherloc.unodc.org/cld/case-law-doc/piracycrime/type/2013/the\\_arctic\\_sunrise\\_case\\_the\\_netherlands\\_v\\_russia.html](https://sherloc.unodc.org/cld/case-law-doc/piracycrime/type/2013/the_arctic_sunrise_case_the_netherlands_v_russia.html)  
令和 7 年 8 月 22 日閲覧。

<sup>57</sup> 日本船籍の船舶に加え、船舶法 5 条による登録前の日本国民等が所有する船舶も含むが（船舶法 1 条）、特に外航船（外国航路に就航する船舶）で未登録のものは現実には考えにくい。

ここで同項は、「日本国外」について公海と他国の領域（領土・領空・領海）とを区別していない（上述の旗国主義を定めた国連海洋法条約 94 条も、管轄権について公海に限定していない。）。つまり、公海のみならず、他国の領海や領海の陸側の始まりである領海基線（干潮時の海岸線である低潮線）の内側の内水<sup>58</sup>であっても、また、船舶が航行中であるか寄港中であるかを問わず、日本船舶内の行為には日本の刑法が適用される（刑法に違反する行為は国外犯ではなく国内犯となる。）。公海では日本船籍の船舶は日本（旗国）の管轄権に服するという上述の旗国主義に加え、他の国（領地）の領域（領海・内水）でも日本（旗国）管轄権に服するという意味で、旗国主義が拡張されていることになる<sup>59</sup>。

したがって、日本船籍のクルーズ船にカジノが設置された場合、日本の領海や内水、公海は無論、日本以外の沿岸国（他国）<sup>60</sup>の領海や内水であっても、日本の刑法が適用され、日本国籍であるか否かを問わず、当該カジノで賭博を行った賭客（主宰者、乗船客等）について賭博罪等が成立する。また、日本船籍のクルーズ船からオンラインカジノに参加して賭博を行った賭客についても、日本の領海や内水、公海は無論、日本以外の沿岸国の領海・内水であっても日本の刑法が適用され、賭博罪が成立する。

他方、冒頭述べたとおり、国の主権は領域（領土・領海・領空）に及ぶから、日本以外の沿岸国の領海や内水の日本船籍のクルーズ船には、当該沿岸国の管轄権が及ぶ（日本と当該沿岸国との間の領事裁判所の管轄権の問題）。

<sup>58</sup> 国連海洋法条約 8 条 1 項「・・・領海の基線の陸地側の水域は、沿岸国の内水の一部を構成する。」具体的には、湾・内海（東京湾、瀬戸内海等）、港、河口等。沿岸国の領土と同様の管轄権が及ぶ。その外側に領海基線が引かれ、そこから原則 12 海里の幅で領海が始まる。なお、湾等の内水がない通常の海岸であれば、その低潮線が領海基線となる（領海及び接続水域に関する法律 2 条）。

ちなみに、1 海里は 1,852 メートルである。

<sup>59</sup> 上述のとおり、旗国主義が公海上の秩序維持に最も適しているのは船舶の旗国という考えによるのであれば、公海ではない他の国（領地）の領域内（他の国（領地）の主権下）でも適用されるのは、旗国主義が拡張されていると考えるしかないであろう。この点では、船舶を「浮かぶ領土」とする過去の船舶領土説の方が説明は容易である。

なお、他国も同様の法制となっている。例えば、以下の米合衆国法典 18 編 7 条は、米連邦刑法が適用される場合について、米国、米国民又は米法人の所有する船舶が、米国の領海、公海に加えて「いざれの州の管轄にも属さない海（out of the jurisdiction of any particular State）」にあるときとしており、このいざれの州の管轄にも属さない海には他の国（領地）の領海・内水を含む。

18 U.S. Code § 7 :

The term “special maritime and territorial jurisdiction of the United States”, as used in this title, includes:  
(1)The high seas, any other waters within the admiralty and maritime jurisdiction of the United States and out of the jurisdiction of any particular State, and any vessel belonging in whole or in part to the United States or any citizen thereof, or to any corporation created by or under the laws of the United States, or of any State, Territory, District, or possession thereof, when such vessel is within the admiralty and maritime jurisdiction of the United States and out of the jurisdiction of any particular State.

<https://www.law.cornell.edu/uscode/text/18/7> 令和 7 年 8 月 21 日閲覧

その他、独、仏等も他の国（領地）の領域でも自国の管轄権に服する旨の規定となっている。

<sup>60</sup> 海洋法上、その領土が面している一定の海域に領海等を設定し、当該設定した領海等に管轄権等を及ぼす国を沿岸国と呼ぶ。領海等を有する他の国である。国連海洋法条約 2 条（主権）、同 33 条（接続水域）、同 56 条（排他的経済水域）等。

管轄権が競合する。）。そして、当該沿岸国ではクルーズ船のカジノやクルーズ船からのオンラインカジノ参加が違法でない場合（法律で禁止されていない、関係当局の許可を受けている等。）もありうるが、その場合でも、それを理由に日本の刑法で違法とされる行為（賭博罪等）が合法となる（違法性が阻却される等）ことはない。

実際、船内にカジノに似た施設が設置されている日本船籍のクルーズ船があるが、上述を踏まえ、当該カジノでの賭博に似たゲームで得たチップ等を現金や記念品へ交換することはできないとされている<sup>61</sup>。つまり、これはいわばカジノに似たゲームセンターであって、カジノではない。

なお、沿岸国でもクルーズ船のカジノやクルーズ船からのオンラインカジノ参加が違法である場合（法律で禁止されている、関係当局の許可を受けていない等。）は、刑法の国外犯の場合（刑法3条の2日本国外での日本国民に対する殺人等。犯罪地が所在する他の国でも殺人である。）と類似した状況が生じ、管轄権行使について当該沿岸国との調整が必要になる。国外犯の場合、犯罪地の国の管轄権が優先するのが通例であろうが、クルーズ船の場合、特に領海通航のみであれば、後述する無害通航権により沿岸国は管轄権を行使せず、結果的に旗国である日本が執行管轄権（法執行）を行使することがありうる。

ただ、その場合でも、具体的に執行管轄権行使するのは、当該クルーズ船が公海か日本の領海に戻ってきた後となろう。

## （5）外国船籍のクルーズ船の場合

### （ア）原則

日本の領海外の外国船籍のクルーズ船で、旗国では合法的に設置されているカジノで日本国籍の者が賭客として賭博を行っても、日本の刑法は適用されず、不可罰である（日本の領海外であるから国外犯の問題になるが、刑法の国外犯規定に賭博罪等は含まれていない。また、日本船籍ではないから日本の刑法の適用もない（旗国主義）。米ラスベガスで賭博を行うのと同じである。）。日本の領海外の外国船籍のクルーズ船からオンラインカジノに参加して賭博を行った賭客も、旗国等の法律違反は別として、日本の刑法は適用されず不可罰である。

しかしながら、日本の領海や内水に入った外国船籍のクルーズ船には沿岸国である日本の管轄権が及び（旗国と管轄権が競合する。）、日本の刑法が適用されるので、日本国籍であるか否かを問わず、クルーズ船のカジノで賭博を行った者（主宰者、賭客等）については賭博罪等が成立する<sup>62</sup>。外国船籍のクルーズ船からオンラインカジノに参加して賭博を行った賭客についても、

---

<sup>61</sup> 飛鳥IIIに関し <https://www.asukacruise.co.jp/asuka3/>

<sup>62</sup> 令和2年2月27日第201回国会参議院議員白眞勲「クルーズ船に対する国際法上の管轄権と「日本関係船舶」の該当性」に関する質問主意書」（主たる内容はコロナ感染症対策）において、外国船籍のクルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス）のカジノの合法性に関する質問があった。

これに対する同年3月10日内閣参質201第61号の政府答弁書は、以下のとおり違法としている。  
「・・・領海を含む我が国領域内で、特定複合観光施設区域整備法2条8項に規定するカジノ事業（以下「カジノ事業」という。）を適法に行うためには、同法39条の免許を受ける必要があるところ、カジノ事業は、同法2条10項に規定するカジノ施設において行われるものであり、当該カジノ施設を含む同条1項に規定する特定複

日本の領海や内水に入つていれば、日本の刑法が適用されて賭博罪が成立する。クルーズ船の旗国ではカジノやオンラインカジノ参加が合法である場合でも、それを理由に日本の刑法では違法とされる行為（賭博罪等）が合法となる（違法性が阻却される等）ことはない。旗国で合法、沿岸国で違法と、3.の場合（旗国で違法、沿岸国で合法）と逆の関係になるが、同じ結論となる。

#### （イ）無害通航権

##### ①国連海洋法条約「領海における無害通航」（17条-32条）

上述を踏まえ、船内にカジノが設置されている外国船籍のクルーズ船でも、日本を含むカジノが禁止されている沿岸国の領海に入る際はカジノの営業を中止するのが通例である。

しかるに、営業収益目的や乗船客の強い要望等で日本の領海に入つてもカジノで賭博が行われた場合、また、クルーズ船が日本の領海に入る際にWi-Fiを停止するとは考えにくいことから、日本の領海でクルーズ船からオンラインカジノに参加して賭客が賭博を行つた場合、どうなるか。

これらの場合、日本の領海では犯罪とされて賭博罪等が成立するのだから、捜査が行われ、訴追、裁判されて刑罰が科されるはずである（刑事裁判権）。

しかしながら、領海を通航中の外国船籍のクルーズ船に対し、執行管轄権の行使として捜査（船舶の停止、船内の搜索、拿捕等。）を行う場合は、船舶の領海の無害通航権（The Right of Innocent Passage）という海洋法特有<sup>63</sup>の制度を考慮しなければならない。

これは、海上交通の重要性に鑑み、19世紀以降、沿岸国の主権（管轄権）と船舶の通航の利益を調整する目的で慣習国際法として確立されたもので<sup>64</sup>、国際法上、領海には沿岸国の主権（管轄権）が及ぶものの、外国船舶は、その通航の性質が沿岸国の平和、秩序又は安全を害するものでない限り沿岸国の許可なくその領海を通航できるとする制度である。結果的に、領海であ

---

合観光施設は、同条2項の規定により一団の土地に設置されるものであるため、・・・ダイヤモンド・プリンセスを含め、船上においてカジノ事業を行うことはできない。」

<sup>63</sup> 領土・領海の上空は領空（大気圏内。大気圏の定義を定めた条約等はないが、国際航空連盟が定めた大気圏と宇宙空間との境界（カーマンライン）である高度100kmまでとする国が多い。）であるが、領空について領海の無害通航に相当する制度はない。領空に関する国家の管轄権は完全かつ排他的であり、許可なく領空に侵入する行為は領空侵犯となる。国際民間航空条約（シカゴ条約）（昭和28年10月8日条約21号）1条。例えば、領海を無害通航中の外国船籍の船舶からドローンを飛行させた場合、当該ドローンは飛び立った瞬間に領空侵犯になる（ドローンの形態によっては、当該船舶もそれ以後無害通航権を否定される。）。

例外として、国連海洋法条約38条国際海峡（国際通航に供されている海峡）の通過通航権（無害通航権より船舶の通航の利益をさらに重視）は、航空機の通過を含む。また、第2次大戦後の1945年、独占領4か国（米、英、仏、旧ソ）は、ベルリンへのアクセス権として東独の領空に3本の空路（air corridors）を設定することで合意し、1990年の独再統一まで、米、英、仏の軍用機及び特定の民間機は西独からベルリンまで東独の許可なく東独領空を飛行できた。

領土についても領海の無害通航に相当する制度はないが、EUの機能に関する基本条約21条（1957年ローマ条約。2009年リスボン条約で再編。）で、EU加盟国の国民はEU域内では関係国の許可なく自由な移動を認められている。その他、ネパールとインドの通過条約（1950年）等、内陸国が周辺国と領土の自由な通過（周辺国の港まで）を認める条約を締結している例がある。

<sup>64</sup> 1894年の万国国際法学会（Institut de Droit International。著名な国際法学者の団体。）の領海決議は、軍艦を除く船舶の無害通航権を認めていた。

っても通航中の外国船舶の秩序維持については、その沿岸国でなく旗国の管轄権が及ぶことになる（公海上の原則である旗国主義が、当該船舶が通航中という限定で、領海まで「延長」される。）。

この慣習国際法を受けて、国連海洋法条約は、その2部「領海及び接続水域」中の3節「領海における無害通航」（17条-32条）で無害通航権を規定している。

すなわち、すべての国の船舶は、その通航の態様として、同3節A「すべての船舶に適用される規則」（17条-26条）の19条2項に列挙されている、沿岸国の平和・安全保障に関わる活動（武力による威嚇又は武力の行使、兵器を用いる訓練又は演習、情報収集、宣伝行為、航空機・軍事機器の発着又は積込み）、及び沿岸国の秩序・安全に関わる活動（通関、財政、出入国管理又は衛生に関する法令違反の物品、通貨又は人の積込み又は積卸し、重大な汚染行為、漁獲活動、調査活動、測量活動、通信系等への妨害、通航に直接の関係を有しないその他の活動）<sup>65</sup>を行う場合でない限り、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない無害通航として他国の領海を通航する権利（無害通航権）を有する（17条-19条）。

これに対して、沿岸国は、その義務（Duties of the coastal State）として、領海における外国船舶の無害通航を妨害してはならず（受忍義務）、無害通航権を否定し又は害する効果を有する要件を課することもできない（同24条1項）。

さらに、このAに続く同3節B「商船<sup>66</sup>及び商業的目的のために運航する政府船舶に適用される規則」（27条、28条）で、領海を通航中の外国船籍の商船等内で行われた犯罪について、27条1項に列挙されている、犯罪の結果が当該沿岸国に及ぶ場合、当該沿岸国の安寧又は領海の秩序を乱す性質（to disturb the peace of the country or the good order of the territorial sea）のものである場合、当該外国船舶の船長又は旗国の外交官等が援助を要請する場合、及び麻薬又は向精神薬の不正取引を防止するために必要である場合以外、沿岸国は刑事裁判権<sup>67</sup>（捜査）を行えないとする（27条1項。28条は外国船舶に関する沿岸国の民事裁判権に関する規定。）。

そして、刑事裁判権を行えとすると、沿岸国の当局は、逮捕すべきか否か、また、いかなる方法によって逮捕すべきかを考慮するに当たり、航行の利益に対して妥当な考慮を払う（27条4項）。

## ②検討

### （i）沿岸国の刑事裁判権（国連海洋法条約2部3節B）

---

<sup>65</sup> これらに対応する日本の国内法は、関税法（昭和29年法律61号）、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律224号）、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令319号）、検疫法（昭和26年法律201号）、漁業法（昭和24年法律267号）、外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律60号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律136号）、水路業務法（昭和25年法律102号）等。

<sup>66</sup> 旅客船（クルーズ船）を含む。

<sup>67</sup> 一定の行為を禁止し、その違反に対して刑罰を科す国家の権限。立法管轄権（国内法を制定して一定の行為を禁止。）、司法管轄権（司法機関が違反行為を審理・判決。）、及び執行管轄権（行政機関が違反行為を捜査・事案解明。）がそれぞれ関与する。

そこで、日本の領海の外国船籍のクルーズ船のカジノの賭博について、まず沿岸国の刑事裁判権について検討すると、日本の刑法の賭博罪等が保護するのは社会的法益（健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風）とされているところ<sup>68</sup>、当該カジノでの賭博罪等は、沿岸国（日本）の社会的法益を害し、その安寧を乱す性質のものと考えることができる<sup>69</sup>。日本の領海の外国船籍のクルーズ船からのオンラインカジノ参加による賭博も同様である。

したがって、上述のとおり、航行の利益に妥当な考慮を払わなければならないが、基本的に沿岸国の刑事裁判権を行使しうる場合であると考えられる。

#### （ii）外国船籍の船舶の無害通航権（国連海洋法条約2部3節A）

では、無害通航権はどうなるか。上述のとおり、沿岸国の刑事裁判権は、3節「領海における無害通航」（17条-32条）中のA「すべての船舶に適用される無害通航権」に続くB「商船及び商業的目的のために運航する政府船舶に適用される規則」の中に規定されており、形式的には無害通航権の一部を構成している。

しかしながら、沿岸国が刑事裁判権を行使しうることが、直ちに無害通航権の否定（除外）につながるかは明確ではない。通説は、船舶内の犯罪（沿岸国の法令違反）は当該船舶の通航の態様が無害か否かの判断基準にはならず<sup>70</sup>、船舶の通航の態様が同19条2項が列挙する事項に該当しない限り（沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り）、船舶自体の無害通航権は否定されないとする。

さらに、無害通航権を否定し又は害する効果を有する要件を課することもできないから（24条1項）<sup>71</sup>、通説に従う限り、船舶に物理的な干渉を行うような管轄権の行使（船舶の停止、船内の搜索、拿捕等）は、無害通航権によって制約されることになる<sup>72</sup>。

そこで、日本の領海の外国船籍のクルーズ船のカジノについて検討すると、当該カジノで賭博を行った賭客（主宰者、乗船客等）や、外国船籍のクルーズ船からオンラインカジノに参加して

<sup>68</sup> 最大判昭和25年11月22日刑集第4巻11号2380頁。

<sup>69</sup> 令和元年10月国土交通省港湾局産業港湾課『クルーズ船のホテルとしての活用に係るガイドラインVer1.0』12頁は、外国船籍のクルーズ船のカジノについて、「刑法に基づき、我が国での賭博行為は禁止されていることから、カジノ営業も禁止されている。外国船舶であっても、当該サービス提供は我が国の安寧を乱す性質のものであることから、通常のクルーズ運航の寄港時や領海航行中においても禁止」としている。<https://www.mlit.go.jp/common/001312086.pdf> 令和7年8月6日閲覧。

<sup>70</sup> 佐藤教人『領海における外国公船に対する執行措置の限界』45頁（同志社法学66巻4号,2014年）。山本草二『海洋法』（三省堂,1992年）132頁。坂元茂樹ほか編『日本の海洋法制度の展望』142-143頁（佐古田彰）（有信堂,2024年）。

<sup>71</sup> 坂巻静佳『無害通航を妨害してはならない義務の射程に関する一考察：国連海洋法条約24条1項の起草過程』（「海事交通研究」70集19頁-30頁。山縣記念財団,2021年）は、ハーグ法典編纂会議（1930年）から第3次国連海洋法会議（1982年）に至る海洋法の編纂過程（法典化）において、外国船舶の無害通航を妨害してはならないとする国連海洋法条約24条は刑事裁判権の行使（同27条）を規制するものとして起草されたものではないこと、及び刑事裁判権の行使については、同27条自体（4項）に「航行の利益に対して妥当な考慮を払う。」旨規定されていることを指摘している。

<sup>72</sup> 山本草二注<sup>70</sup>145頁。

賭博を行った賭客については、個人として日本の刑法の賭博罪等が成立し、先述のとおり沿岸国である日本の安寧を乱すと考えられる。

しかしながら、当該クルーズ船の船舶としての通航の態様については、旗国を含め多くの国では合法的とされているカジノで賭客が賭博を行い、また、当該クルーズ船に設置されている Wi-Fi 経由でオンラインカジノに参加して賭客が賭博を行ったとしても、それを理由に 19 条 2 項が列挙する沿岸国の秩序や安全に関わる活動（通関、財政、出入国管理又は衛生に関する法令等の違反。注<sup>65</sup>。）を行っているとまでは言えない。

さらに、国連海洋法条約 19 条 2 項(I)は、無害通航権が否定される場合として、通航に直接の関係を有しないその他の活動に船舶が従事する場合を規定している。カジノの設置と賭博の主宰及びオンラインカジノへの参加を可能にする Wi-Fi 設備は、ともに通航に直接の関係はない<sup>73</sup>。しかしながら、これらは外国船籍のクルーズ船による旅客運送に一般的に伴う娯楽・設備であり、通航の態様自体に影響はない（これらがあるとないと通航の態様に違ひはない。）。

また、カジノを設置・営業し、又はオンラインカジノに参加して賭博を行った乗船客が乗船する外国船籍のクルーズ船の通航が、それを理由に平和・安全保障に関わる活動（武力による威嚇又は武力の行使等）を行っているものではないことは明白である<sup>74</sup>。

結論として、日本の領海での外国船籍のクルーズ船のカジノの賭博、当該クルーズ船からのオンラインカジノ参加と賭博については、刑法の賭博罪等が成立し、沿岸国として日本が刑事裁判権を行使できる場合ではあるが、当該クルーズ船の無害通航権は否定されず、結果的に当該クルーズ船に物理的な干渉を行うような執行管轄権行使（捜査）はできないことになる<sup>75</sup>。

---

<sup>73</sup> クルーズ船で一般的なショーの開催やスポーツジム、映画館、プールの設置・営業も通航に直接の関係はない。

<sup>74</sup> 国連海洋法条約以前に国際司法裁判所が無害通航を否定した例としてコルフ海峡事件（英対アルバニア）がある（この事件の判決は様々な点で重要な内容を含むが、ここでは無害通航についてのみ述べる。）。

英とアルバニアは、アルバニア領海であるが国際通航に供されているイオニア海の北コルフ海峡の通過航行について対立していたところ、1946 年 10 月、同海峡を通過中の英海軍艦船が敷設されていた機雷に触雷し大きな人的・物的損害を受けた。そこで、英海軍はアルバニアの同意なく現場付近の機雷を除去、さらにアルバニアに対して損害賠償を請求したもので、国際司法裁判所は、英海軍の軍艦（船種）にも無害通航権があることは国際慣行であるとしつつ、英海軍によるアルバニア領海の機雷除去はアルバニアの主権侵害である（無害ではない。）と判決した（1949 年 4 月 9 日。機雷設置の危険性を警告していなかったことを理由にアルバニアの損害賠償責任は認めている。）。INTERNATIONAL COURT OF JUSTICE, "REPORTS OF JUDGMENTS, ADVISORY OPINIONS AND ORDERS THE CORFU CHANNEL CASE (MERITS) JUDGEMENT OF APRIL 9TH, 1949" pp.26-36 icj-cil.org/case/1 令和 7 年 8 月 7 日閲覧。

これは、国連海洋法条約以前の慣習国際法に基づく判決ではあるが、無害通航が否定されるのは基本的にこのような敵対的な軍事行動（機雷除去）の場合である。

<sup>75</sup> 注<sup>62</sup>の参議院議員白眞勲質問主意書「クルーズ船に対する国際法上の管轄権と「日本関係船舶」の該当性」に関する質問主意書」では「日本の領海内を航行する外国船籍の船舶に対する管轄権の所在」についても質問がされている。これに対する同政府答弁書は、以下のとおりである。

「・・・一般論として申し上げれば、港を含む内水及び領海には沿岸国の主権が及んでいることから、ダイヤモンド・プリンセスを含め、我が国の港及び領海にある船舶には、原則として沿岸国たる我が国の管轄権が及ぶ。したがって・・・沿岸国たる我が国の法令に基づく措置（※コロナ感染症対策）を採ることは、基本的には問題

#### (ウ) 寄港中の執行管轄権行使（捜査）

日本の領海であり、賭博罪等の犯罪が成立するにもかかわらず捜査できないのは、具体的な執行管轄権行使が外国船籍のクルーズ船の無害通航権を侵害するからであり、当該クルーズ船のカジノで賭博を行った者や、当該クルーズ船からオンラインカジノに参加して賭博を行った者の賭博罪等が合法となる（違法性が阻却される等。）からではない。

当該クルーズ船の日本の港への寄港中や領海での停船中は通航ではなく<sup>76</sup>、また港であれば領海ではなく内水であり無害通航権がないので、その時点でクルーズ船内等の捜査を行っても問題はない。

ただ、外国船籍のクルーズ船が、日本の港に寄港することなく、単に日本の領海を通過するだけの場合は、実際の捜査は困難であろう。

#### (6) 関係機関との協議

公海は、いずれの国家の干渉も受けすことなく自由に使用でき（公海自由の原則）、船舶に関する秩序維持は当該船舶の旗国が行う（旗国主義）。

公海からいざれかの国家の領海に入れば、当該国家の主権（管轄権）が及んでその国内法が適用され、それはクルーズ船も例外ではない。したがって、クルーズ船のカジノの賭博やクルーズ船からオンラインカジノに参加して行う賭博は、日本の領海で行われれば日本の刑法の賭博罪等が適用される。

しかしながら、外国船籍のクルーズ船が日本の領海を通航中である場合は、その通航を妨げるような管轄権行使（捜査）はできない（無害通航権）。ただ、当該クルーズ船が日本の領海で停船中か、領海基線<sup>77</sup>を越えて日本の内水に入った後は、無害通航権がなくなり、管轄権行使が可能になる<sup>78</sup>。

---

ない。ただし、国連海洋法条約 24 条に基づき、領海において、沿岸国は、外国船舶の無害通航を妨害してはならない等の義務を負っていることから、・・・日本の港に停泊している場合と異なり、領海内を航行中の（外国船籍の）クルーズ船が無害通航を行っている場合、我が国は当該措置を探ることができないことがある。」。

<sup>76</sup> 国連海洋法条約 18 条「1 項 通航とは、次のことのために領海を航行することをいう。（a）内水に入ることなく・・・領海を通過すること。（b）内水に向かって若しくは内水から航行すること・・・。2 項 通航は、継続的かつ迅速に行わなければならない・・・。」

<sup>77</sup> 国連海洋法 7 条は、領海基線について、海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所においては、海岸の低潮線ではなく適当な点を結ぶ直線基線の方法を用いることができるとしている。日本も、例えば、東京港等に向かう外国船舶が通過する房総半島から御前崎にかけては、房総半島の野島崎南端、大島南東端、紀伊半島沖、御前崎南端を結ぶ線を領海基線としている（領海及び接続水域に関する法律施行令（昭和 52 年政令 210 号）別表第一）。その内側に入れば内水である。

<sup>78</sup> 外国人の拘禁があれば、通常の捜査同様、領事機関への通報が必要となる場合があるが（領事関係に関するウイーン条約（昭和 58 年条約 14 号）36 条、その他二国間領事協定による通報）、海洋法上それ以上の特段の義務はない。

他方、日本船籍のクルーズ船については、日本の領海を離れても日本の国内法が適用され（旗国主義）、他国の領海でも賭博罪等が成立する（ただし、管轄権執行は公海か日本の領海に戻った後である。）。

このように、クルーズ船のカジノの賭博やクルーズ船からオンラインカジノに参加して行う賭博の法的検討を行うに際しては、当該クルーズ船の船籍や位置（公海、領海、内水）が重要な要素となる。そして、領海での具体的な管轄権行使（捜査）の際は無害通航権に配慮しなければならない。

さらに、無害通航権自体、国連海洋法条約で法典化されているとはいえない明確でない部分<sup>79</sup>もあり、また技術の進展やセキュリティ確保の必要等の政策的要求の中でその内容も変化しつつある<sup>80</sup>。

関係機関と十分協議の上での管轄権行使が求められる。

---

<sup>79</sup> 注<sup>71</sup>坂巻静佳（2021年）。

<sup>80</sup> 注<sup>53</sup>吉田晶子（2007年7月）。



警察政策学会資料 第143号

日本国外のスポーツ賭博に対するデータ提供及び  
クルーズ船のカジノの法的検討  
～オンラインカジノをめぐる法的諸問題補論～

令和7（2025）年10月

編集 警察政策学会  
ゲーミング政策研究部会

発行 警察政策学会

〒102-0093  
東京都千代田区平河町1-5-5 後藤ビル2階  
電話 (03) 3230-2918・(03-3230-7520)  
FAX (03) 3230-7007